

様式例（法第 31 条第 3 項第 6 号及び施行規則第 25 条関係）

○収入の明細その他の資金に関する事項，寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

1. すべての収入について，その総額及び会費等，事業収入，借入金その他の収入別の金額（施行規則第 25 条第 1 項第 1 号関係）

| | |
|---------------------------------|---------------|
| 収 入 総 額 | 188,503,337 円 |
| うち 会 費 等 | 26,878,500 円 |
| うち施行規則第 21 条第 1 項第 8 号イに規定する会費等 | 26,878,500 円 |
| うち施行規則第 21 条第 1 項第 8 号ロに規定する寄付金 | 0 円 |
| うち 事 業 収 入 | 158,079,220 円 |
| うち 借 入 金 | 0 円 |
| うちその他の収入 | 3,545,617 円 |

注 1 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 「会費等」とは，施行規則第 21 条第 8 号にいう「会費，寄附金その他これらに類するもの」であり，法人の社員として社員総会における表決権を有する者のほか，定款等に基づき当該団体の会員とされる者の地位に基づき当該団体の会員とされるもの（会費）及び納入等をする者の任意に基づき直接の反対給付がなく納入等されるもの（寄附金）その他これらに類するものをいい，「正会費」「賛助会費」「支援金」「カンパ」「賛同金」など名称を問わない。

2. 施行規則第 21 条第 1 項第 8 号イに規定する会費等について施行規則第 25 条第 1 項第 1 号イに掲げる事項

(1) 会費等の種類ごとの総額、会費等関係規定、納入等をした者の総数及び個人又法人その他の団体の別

| 会費等の種類 | 会費等関係規定 | 会費等の種類ごとの総額 | 納入等をした者の総数及び個人又は法人その他の団体の別 | | | 備考 |
|---------|-----------|--------------|----------------------------|-------|------------|----|
| | | | 総数 | うち個人 | うち法人その他の団体 | |
| 入会金 | 会費等規則 5 項 | 430,000 円 | 43 | 43 | 0 | |
| 正会員年会費 | 会費等規則 5 項 | 16,080,000 円 | 1,609 | 1,609 | 0 | |
| 賛助会員年会費 | 会費等規則 5 項 | 8,430,000 円 | 90 | 13 | 77 | |
| 寄付金 | 会費等規則 5 項 | 1,938,500 円 | 46 | 43 | 3 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(2) 会費等の種類ごとの納入等をした者の氏名又は名称及び当該会費等の金額並びに納入等の年月日

| 会費等の種類：入会金 | | | |
|-----------------------------|-----------|-----|----|
| 納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称) | 金額 | 年月日 | 備考 |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| 事業年度中の合計額が 5 万円以下のもの | 430,000 円 | | |
| 当該種類の合計 | 430,000 円 | | |

| 会 費 等 の 種 類 : 正会員年会費 | | | |
|-----------------------------|-------------|------------|-----|
| 納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称) | 金 額 | 年 月 日 | 備 考 |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| 事業年度中の合計額が5万円以下のもの | 16,080,000円 | | |
| 当 該 種 類 の 合 計 | 16,080,000円 | | |
| 会 費 等 の 種 類 : 賛助会員年会費 | | | |
| 納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称) | 金 額 | 年 月 日 | 備 考 |
| 東京都 | 500,000円 | 令和4年7月28日 | |
| 朝日生命保険相互会社 | 100,000円 | 令和4年7月13日 | |
| 味の素株式会社 | 100,000円 | 令和4年11月30日 | |
| アフラック生命保険株式会社 | 100,000円 | 令和4年6月15日 | |
| 株式会社伊藤園 | 100,000円 | 令和4年4月28日 | |
| エヌエヌ生命保険株式会社 | 100,000円 | 令和4年7月5日 | |
| 大阪ガスマーケティング株式会社 | 100,000円 | 令和4年7月25日 | |
| 花王株式会社 | 100,000円 | 令和4年7月29日 | |
| 一般財団法人 家電製品協会 | 100,000円 | 令和4年7月29日 | |
| ガス警報器工業会 | 100,000円 | 令和4年7月12日 | |
| (株)かんぼ生命保険 | 100,000円 | 令和4年7月25日 | |
| 株式会社クヌギ | 100,000円 | 令和4年10月24日 | |
| グリー株式会社 | 100,000円 | 令和4年7月29日 | |
| J E C I A 個人情報保護協会 | 100,000円 | 令和4年7月12日 | |
| サントリーホールディングス株式会社 | 100,000円 | 令和4年8月31日 | |
| 株式会社ジェーシービー | 100,000円 | 令和4年9月30日 | |

| | | | |
|----------------------------|-----------|------------------|--|
| 資生堂ジャパン株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 10 月 25 日 | |
| JCOM株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 11 月 30 日 | |
| ジュピターショップチャンネル株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 4 月 28 日 | |
| 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 25 日 | |
| 一般社団法人信託協会 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 29 日 | |
| 住友生命保険相互会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 14 日 | |
| 杉本総合会計事務所 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 19 日 | |
| 公益社団法人生命保険文化センター | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 25 日 | |
| 一般社団法人生命保険協会 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 29 日 | |
| 積水化学工業株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 8 月 31 日 | |
| 一般社団法人全国エルピーガス協会 | 100,000 円 | 令和 4 年 11 月 30 日 | |
| 一般社団法人全国銀行協会 | 100,000 円 | 令和 4 年 5 月 24 日 | |
| 全国生命保険労働組合連合会 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 12 日 | |
| 一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会 | 100,000 円 | 令和 4 年 10 月 31 日 | |
| 損害保険ジャパン株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 14 日 | |
| 損害保険労働組合連合会 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 8 日 | |
| 第一生命保険株式会社 | 200,000 円 | 令和 4 年 7 月 29 日 | |
| 大同生命保険株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 14 日 | |
| 一般社団法人中古二輪自動車流通協会 | 100,000 円 | 令和 4 年 9 月 29 日 | |
| 中部電力ミライズ株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 29 日 | |
| 一般社団法人電気通信事業者協会 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 25 日 | |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 11 日 | |
| 東京ガス株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 29 日 | |
| 東京電力エナジーパートナー株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 28 日 | |
| 東洋羽毛工業株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 7 日 | |
| TOTO株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 8 月 25 日 | |
| トヨタ自動車株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 8 月 26 日 | |

| | | | |
|------------------------|----------|------------|--|
| 株式会社日清製粉グループ本社 | 100,000円 | 令和4年7月25日 | |
| 一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会 | 100,000円 | 令和4年7月28日 | |
| 日本貸金業協会 | 100,000円 | 令和4年7月29日 | |
| 一般社団法人日本共済協会 | 100,000円 | 令和4年7月20日 | |
| 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 | 100,000円 | 令和4年7月29日 | |
| 日本司法書士会連合会 | 100,000円 | 令和4年7月29日 | |
| 日本化粧品工業連合会 | 100,000円 | 令和4年7月20日 | |
| 一般社団法人日本少額短期保険協会 | 100,000円 | 令和4年7月29日 | |
| 日本生命保険相互会社 | 100,000円 | 令和4年7月26日 | |
| 一般社団法人日本損害保険協会 | 100,000円 | 令和4年7月29日 | |
| 一般社団法人日本損害保険代理業協会 | 100,000円 | 令和4年7月8日 | |
| 日本電気計器検定所 | 100,000円 | 令和4年7月25日 | |
| 一般社団法人日本旅行業協会 | 100,000円 | 令和4年8月31日 | |
| 株式会社ノエビア | 100,000円 | 令和4年11月30日 | |
| パナソニック株式会社 | 100,000円 | 令和4年9月15日 | |
| 株式会社パロマ | 100,000円 | 令和4年8月25日 | |
| 東日本電信電話株式会社 | 100,000円 | 令和4年11月15日 | |
| 日立グローバルライフソリューションズ株式会社 | 100,000円 | 令和4年7月29日 | |
| 富国生命保険相互会社 | 100,000円 | 令和4年7月11日 | |
| 一般社団法人保険オンブズマン | 100,000円 | 令和4年7月20日 | |
| 本田技研工業株式会社 | 100,000円 | 令和4年7月20日 | |
| 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 | 200,000円 | 令和4年7月26日 | |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 100,000円 | 令和4年8月25日 | |
| 三菱電機株式会社 | 100,000円 | 令和4年8月31日 | |
| 株式会社三松 | 100,000円 | 令和4年7月20日 | |
| 明治安田生命保険相互会社 | 100,000円 | 令和4年8月2日 | |
| 森永乳業株式会社 | 100,000円 | 令和4年7月29日 | |
| ライオン株式会社 | 100,000円 | 令和4年8月19日 | |

| | | | |
|-----------------------------|-------------|------------------|----|
| 楽天グループ株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 9 月 22 日 | |
| 日新火災海上保険株式会社 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 20 日 | |
| 公益社団法人日本損害鑑定協会 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 15 日 | |
| 日本後払い決済サービス協会 | 100,000 円 | 令和 4 年 7 月 30 日 | |
| 株式会社カカクコム | 100,000 円 | 令和 4 年 10 月 25 日 | |
| 一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会 | 100,000 円 | 令和 4 年 10 月 25 日 | |
| 事業年度中の合計額が 5 万円以下のもの | 130,000 円 | | |
| 当該種類の合計 | 8,430,000 円 | | |
| 会費等の種類：寄付金 | | | |
| 納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称) | 金額 | 年月日 | 備考 |
| 古澤恵美子 | 406,000 円 | 令和 4 年 4 月 23 日 | |
| 丹野美絵子 | 300,000 円 | 令和 4 年 4 月 26 日 | |
| 林弘美 | 300,000 円 | 令和 4 年 12 月 12 日 | |
| 池山喜美子 | 100,000 円 | 令和 4 年 12 月 14 日 | |
| 遠藤香世子 | 100,000 円 | 令和 4 年 12 月 22 日 | |
| 澤木佐重子 | 100,000 円 | 令和 5 年 3 月 13 日 | |
| 株式会社パロマ | 100,000 円 | 令和 5 年 1 月 31 日 | |
| 事業年度中の合計額が 5 万円以下のもの | 532,500 円 | | |
| 当該種類の合計 | 1,938,500 円 | | |

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「会費等の種類」には、正会費、賛助会費、支援金等を記載すること。

3 「会費等関係規定」については、会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定について該当条文を記載すること。

4 「納入等をした者の氏名（団体にあつてはその名称）」には、その納入等をした会費等の金額の事業年度中の合計額が5万円を超える者についてすべて記載すること。

5 「事業年度中の合計額が5万円以下のもの」には、会費等の金額の事業年度中の合計額が5万円以下のものについて、一括してその合計金額を記載すること。

3. 施行規則第 21 条第 1 項第 8 号口に規定する寄付金について施行規則第 25 条第 1 項第 1 号口に掲げる事項

| 寄付金を受け入れた年月日 | 受け入れた寄付金の募集の方法 | 会費等関係規定 | 総額 | 備考 |
|---|----------------|---------|---------------|----|
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| 事業年度中の施行規則第 21 条第 1 項第 8 号口に規定する寄付金の合計額 | | | 0 円 | |
| 前事業年度の収入の総額 | | | 263,636,503 円 | |

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 「会費等関係規定」については、会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定について該当条文を記載すること。

3 「受け入れた寄付金の募集の方法」には、例えばシンポジウムの会場で募金箱を設置、クラウド・ファンディングの利用など、寄付金の募集の方法であって寄附した者の氏名を知ることができないものを記載する。

4. 事業収入について施行規則第 25 条第 1 項第 1 号ハに掲げる事項

| 事業の種類：請負事業収入 金額：151,643,719 円 | | | |
|-------------------------------|-------------------|--------------|---|
| 収入の生じる取引の上位 5 者 | | | |
| 順位 | 取引先 | 取引金額 | 取引内容等 |
| 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 | 18,210,312 円 | ふくしまの食相談センター業務 |
| 2 | 守口市 | 15,533,980 円 | 消費生活相談業務 |
| 3 | 渋谷区 | 15,176,452 円 | 消費生活相談業務 |
| 4 | 消費者庁 | 10,955,998 円 | 外部講師を活用した実践的な消費者教育講座、各種委員会 |
| 5 | 千葉県 | 6,989,668 円 | 消費者教育コーディネーター育成オンライン講座、消費生活相談員等レベルアップ研修、消費者被害防止のための高齢者等見守り講座等 |
| 事業の種類：販売収入 金額：5,369,711 円 | | | |
| 収入の生じる取引の上位 5 者 | | | |
| 順位 | 取引先 | 取引金額 | 取引内容等 |
| 1 | 長野県 | 845,000 円 | 消費者問題入門、過去問解答解説、 |
| 2 | NPO 法人消費生活相談員の会さが | 164,710 円 | 消費者問題入門 |
| 3 | 藤枝市消費生活センター | 137,041 円 | リーフレット：こんなときどうする？（名入れ）、中学生向け消費者教育教材集リーフレット版 |
| 4 | 消費者庁 | 81,565 円 | 契約社会に生きる |
| 5 | 兵庫県但馬消費生活センター | 71,928 円 | 小学生も消費者です、契約社会に生きる |
| 事業の種類：出版物販売収入 金額：1,065,790 円 | | | |
| 収入の生じる取引の上位 5 者 | | | |
| 順位 | 取引先 | 取引金額 | 取引内容等 |
| 1 | 千葉県 | 62,150 円 | くらしの豆知識 2023 年版販売 |
| 2 | 足寄町 | 35,354 円 | くらしの豆知識 2023 年版販売 |
| 3 | 登米市社会福祉協議会 | 32,865 円 | くらしの豆知識 2023 年版販売 |

| | | | |
|---|-------------|----------|-------------------|
| 4 | 上越市消費生活センター | 31,097 円 | くらしの豆知識 2023 年版販売 |
| 5 | 松崎高校 PTA | 28,347 円 | くらしの豆知識 2023 年版販売 |

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 収入の生じる取引の上位5者について、事業の種類ごとに取引金額の最も多いものから順にすべて記載すること。

3 ただし、セミナーや学習会等において受講者から集めた参加費など多数の者から一律に同額の収入を生じた場合は、「取引内容等」の欄に当該収入を生じた事由、一人当たりの金額及び人数を記載したうえ、「取引先」の欄に「〇月〇日 △△△セミナー 参加者□□名」などとまとめて記載して差し支えない。

4 また、出版物を多数の者に対して販売して収入を得たような場合についても、「取引内容等」の欄に当該収入を生じた事由、単価及び販売数を記載したうえ、「取引先」の欄に「雑誌〇〇 □号 売上金」などとまとめて記載して差し支えない。

5. 借入金の借入先及び当該借入先ごとの金額(施行規則第 25 条第 1 項第 1 号ニ関係)

| 借入先 | | 金 額 |
|-----|--|-----|
| なし | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |
| 合 計 | | 0 円 |

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額をすべて記載すること。

6. すべての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項(施行規則第25条第1項第2号関係)

| 支出総額：198,290,805 円 | | | |
|--------------------|--------------|-------------|--------------------|
| 支出の生じる取引の上位5者 | | | |
| 順位 | 取引先 | 取引金額 | 取引内容等 |
| 1 | 株式会社丸井工文社 | 4,562,631 円 | 冊子印刷・機関紙印刷 |
| 2 | 有限会社ヤマキタ | 4,356,000 円 | 賃借料 |
| 3 | ヤマト運輸株式会社 | 2,690,912 円 | 運送料 |
| 4 | 株式会社大塚商会 | 2,244,844 円 | 消耗品、セキュリティ対策等 |
| 5 | ホームスタッフ 上野貴子 | 2,172,500 円 | Web収録サポート、HP制作・更新等 |

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「支出の生じる取引」について、職員に対する給与の支払いは除く。